

ボランティア全国フォーラム 2016

～ボランティア・市民活動の未来をみすえる～

開 催 要 綱

1 趣旨

現在、多発する災害における被災者支援や、介護保険制度・生活困窮者自立支援制度等の国の新しい制度改革に伴い、ボランティア・市民活動に対する関心が高まっています。

一方で、地域の生活課題や個人、家族の福祉ニーズが多様化・複雑化・深刻化してきている状況下では、ボランティア・市民活動の「理解・普及」に加え、ボランティア・市民活動を分析的に協議し、また情報共有する場が必要かつ重要です。

そこで、ボランティア・市民活動を地域で牽引していく団体や個人の方々の全国的な実践交流、情報共有・相互研鑽の場となることを目的に、「研究協議」の要素に重点をおいたボランティア全国フォーラムを今年度から新たに開催します。

本フォーラムでは、「ボランティア・市民活動の未来をみすえる」をテーマに、第1日目ではボランティア・市民活動の変遷、今、そしてこれからの全体で共有し、2日目の分科会の5つテーマにつなげます。2日目の分科会では、5つのテーマ(①協働、②福祉教育・市民教育、③財源、④グローバル、⑤ユース)を主軸として、先駆的な事例などを発信しながら、今課題になっていること、それを解決するための手法などについて各分科会で共有します。最後に分科会の登壇者によるトークセッションを行い、企画意図なども併せて見ていくことで別視点から分科会を紐解きます。

過去 24 年間にわたり開催してきた「全国ボランティアフェスティバル」は「ボランティア全国フォーラム 2016」に引き継がれました。

2 期日 平成 28 年 11 月 5 日(土)～6 日(日) [5 日 13:00 開会、6 日 15:00 閉会]

3 主催 「広がれボランティアの輪」連絡会議 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

4 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

- メイン会場: カルチャー棟 (大ホール)
- 分科会会場: センター棟 (101、309、310、311)、カルチャー棟 (大ホール)
- 交流会会場: 国際交流棟 (レセプションホール)

5 参加申込期限 平成 28 年 9 月 30 日(金)

6 参加費 5,000 円 (大学生以下は、1,000 円) ※交流会費については、別途 5,000 円

7 定員数 700 名 ※定員になり次第、締め切りとさせていただきます

■第1日目 11月5日(土)	
12:00～	■受付開始
13:00～	■ふりかえり～全国ボランティアフェスティバルの24年～
13:10 ～13:20	■開会式 ■主催者あいさつ 「広がれボランティアの輪」連絡会議 会長 山崎 美貴子 全国社会福祉協議会 常務理事 渋谷 篤男
《記念講演・トークセッション》	
<p>ボランティア・市民活動のもつ力が様々な場面において発揮され、その姿が社会や国民意識に変革をもたらしてきました。そうした中、制度・政策においても、ボランティア・市民活動の力に期待を寄せられることも少なくありません。このような状況において、これまでの制度・政策、また国民意識、ライフスタイルなど、ボランティア・市民活動を取り巻く様々な事象の変遷とともにボランティア市民活動のあゆみを振り返ることで、改めて今後のボランティア・市民活動の果たす役割や活動の意義を考えます。</p>	
13:20 ～13:50	■記念講演 ボランティア・市民活動の未来 ～社会の変革とボランティア・市民活動の変遷～ 講演者：阿部 志郎 氏 《神奈川県立保健福祉大学 名誉学長 「広がれボランティアの輪」連絡会議 前会長》
14:05 ～15:45	■トークセッションⅠ ボランティア・市民活動はどこへ歩むのか ～これまでの歩みと次への一歩～ コーディネーター： 上野谷 加代子 氏 《同志社大学 教授 「広がれボランティアの輪」連絡会議 副会長》 登壇者： 原田 正樹 氏 《日本福祉大学 教授》 石黒 学 氏 《社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 地域福祉部長》 田尻 佳史 氏 《日本NPOセンター 常務理事》 仁平 典宏 氏 《東京大学 准教授》
16:00 ～17:00	■トークセッションⅡ 明日への学び ～2日目の分科会へのバトン～ コーディネーター： 上野谷 加代子 氏 《同志社大学 教授 「広がれボランティアの輪」連絡会議 副会長》 登壇者：原田 正樹 氏 《日本福祉大学 教授》 各分科会企画者より1名(計5名)
17:30 ～19:30	■交流会

■第2日目 11月6日(日)

9:00
～12:00

■ 分科会

第1分科会

「まちの元気はみんなで作る～多様な協働が生み出す地域力～」

コーディネーター

村上 徹也 氏 《日本福祉大学 招聘教授 市民社会コンサルタント》

事例報告者

浦田 愛 氏 《社会福祉法人文京区社会福祉協議会》

秋元 康雄 氏 《こまじいのうちマスター》

相内 俊一 氏 《NPO 法人ソーシャルビジネス推進センター
小樽商科大学 名誉教授》

昨今、市民活動団体間やセクターを超えた「協働」の必要性がいられていますが、その目的や各団体の役割が明確になっていないなど、せっかくの協働の成果が十分にでないケースも見受けられます。一方、ここ数年、各地で地域の「居場所づくり」や、課題の解決を多様な団体、住民、行政などが協働して行い、効果を上げている実践も増えてきました。

この分科会では、地域のなかで多様な団体がうまく協働し、継続的な実践が行われている事例をもとに、あらためて協働に必要な視点とそのプロセスを学びあいます。

第2分科会

「ボランティアへのやる気を起こす“スイッチ”を探そう

～福祉教育・市民教育の視点から考える～

講師・コーディネーター

藤本 耕平 氏 《株式会社アサツー・ディ・ケイ》

事例報告者

畑佐 憲 氏 《子ども村 中高生ホッとステーション副代表》

松田 暢子 氏 《鳥取県日野ボランティア・ネットワーク事務局長》

鈴木 広子 氏 《おもちゃの図書館全国連絡会理事》

「ボランティアの仲間が足りない」「若い人の参加が少ない」など、ボランティアの輪を広げていくなかでの悩みがきかれます。様々な年代の、様々なボランティアへのイメージをもつ人たちが、活動と出会い、豊かな体験の機会を通して継続的な参加へつながっていくには、どのようなきっかけが必要なのでしょう。世代による参加イメージの傾向と参加につながった実際の例をもとに、学び・ふりかえり・行動するプロセスをふまえながら考えてみましょう。

第3分科会

「非営利組織を育てる財源について考えよう

～出し手と受け手の「思い」をひとつに～

講師

鴨崎 貴泰 氏 《日本ファンドレイジング協会 事務局長》

コーディネーター

山内 秀一郎 氏 《中央共同募金会 企画広報部副部長》

パネリスト

東郷 琴子 氏 《パナソニック株式会社 CSR・社会文化部 主務》

木村 真樹 氏 《公益財団法人あいちコミュニティ財団 代表理事》

鷹尾 大英 氏 《福井県共同募金会 主任》

非営利団体(組織)が持続的に活動をしていくためには、ガバナンスや人材育成等とともに「資金の調達」が重要です。

この分科会では、日々の事業を継続するためだけの資金でなく、真に「持続可能な組織」であるためには避けられない、組織の強化や、ステップアップを後押しする「外部からの多様な資金」に着目します。「資金の出し手」と「受け手」の双方を交え、ともに社会課題に取り組んでいくパートナーとしてのあり様を共有します。

第4分科会

「グローバル社会におけるボランティア活動

～日本から世界、そして日本へ～

基調講演

谷山 博史 氏 《国際協力 NGO センター理事長
日本国際ボランティアセンター代表理事》

事例報告者

村山 昭 氏 《NPO 法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会
事務局次長》

調整中 《NPO 法人 難民を助ける会》

千田 綾 氏 《NPO 法人 多文化共生センター東京》

金城 ナヤラ ナツミ 氏 《NPO 法人 ブラジル友の会》

国内外を問わずグローバル化が進む現代において世界と日本で起きている諸課題を理解し、以下の 2 つの視点からボランティア・市民活動として私たちにできることを探っていきます。

(1)海外で生じている課題に対して、どのような貢献ができるのか、また必要とされているのか

(2)国内で増加する外国人の方々との地域における関わり方、またそれがどのように必要とされているのか

実践者の話から現状を理解した上で、求められることが何かを伝えていきます。これにより、海外・国内を問わず、社会が抱える課題を共有し、私たちがどういった形で貢献していけるかを学んでいきます。

	<p>第5分科会 「Youth Empowerment～ユースのパワーを社会に～」</p> <p>コーディネーター 赤澤 清孝 氏 《NPO 法人ユースビジョン 代表・大谷大学准教授》</p> <p>事例報告者 荻野 友香里 氏 《フクシマ環境未来基地、 一般社団法人 栃木県若年者支援機構》 東京都青年学生赤十字奉仕団協議会・学生 YMCA 専門学校・学生</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ユースのボランティア・パワーがここに集結！ ボランティア活動を通して「社会を変えた」「自分が変わった」体験を共有しましょう。 「ボランティアに関心がある」「やってみたいけど…」という方も元気になる話が聞けます。 ーボランティア・市民活動の未来はワカモノの手の中にある！ (ワカモノと言っても年齢制限はありません)</p> </div>
13:30～14:30	<p>■分科会共有 「明日へ、来年へ～シェアとエール～」</p> <p>コーディネーター 山崎 美貴子 氏 《神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授 「広がれボランティアの輪」連絡会議 会長》</p> <p>登壇者 各分科会コーディネーター</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2日間を通して実施してきたボランティア全国フォーラム。このフォーラムを通じて、参加者は学びを深め、今後のボランティア・市民活動への意欲の高まり、考え方や視点の広がりにつながるものと考えます。 閉会にあたって、このフォーラムの各分科会の思いや何を狙ったのかを、参加者と企画者がともに振り返り、フォーラムで学んだことを総括していきます。</p> </div>
14:30～15:00	<p>■閉会式 次年度にむけて / 閉会のことば</p>

□分科会について

会場等の都合により、分科会ごとにご参加いただける人数の制限がありますので、申込書には必ず、希望の分科会をご記入ください。申し込み状況によっては、第二希望の分科会に振り分けさせていただく場合があることをあらかじめご了承ください。なお、第一希望ではない分科会に入っていた場合は、開催1週間前までにご通知します。

□内容に関する問合せ先：

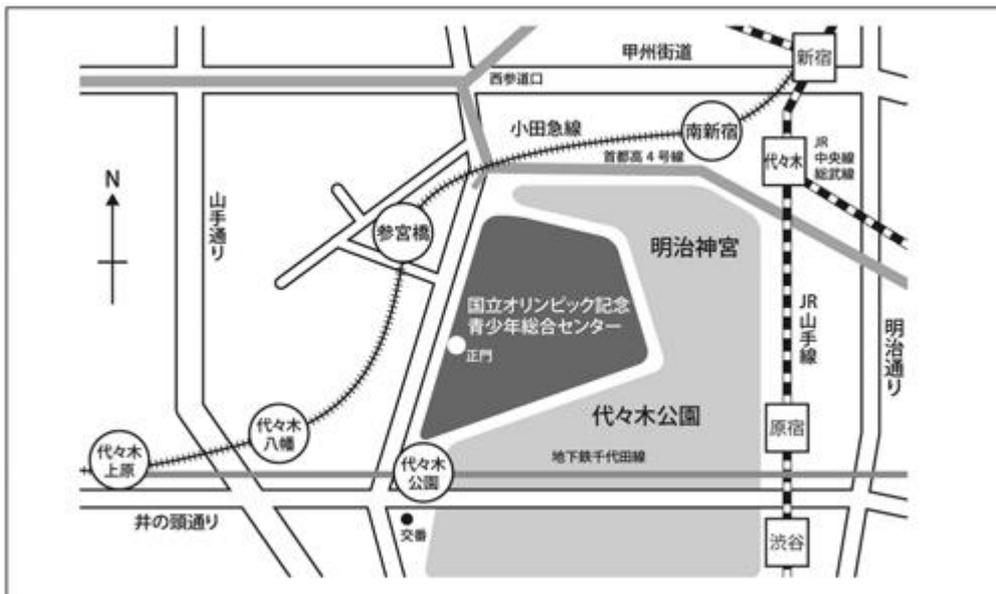
内容に関する問合せ先

全国社会福祉協議会・全国ボランティア・市民活動振興センター
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
電話：03-3581-4656 FAX：03-3581-7858
eメール : info@hirogare.jp
ホームページ : <http://www.hirogare.net/>
Facebook : <https://www.facebook.com/vforum2016/>



□会場案内

国立オリンピック記念青少年総合センター（〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1）
ホームページ：<http://nyc.niye.go.jp/>



- 東京駅から JR 中央線 約14分 新宿駅乗り換え
小田急線 各駅停車 約3分
参宮橋駅 下車 徒歩約7分

- 羽田空港から 東京モノレール 約23分 浜松町駅乗り換え
JR 山手線(外回り) 約23分 新宿駅乗り換え
小田急線 各駅停車 約3分
参宮橋駅 下車 徒歩約7分

- 地下鉄千代田線 代々木公園駅下車(代々木公園方面 4 番出口) 徒歩約10分

- 京王バス 新宿駅西口(16 番)より 代々木 5 丁目下車
渋谷駅西口(40 番)より 代々木 5 丁目下車

- お車をご利用の場合 駐車場:一般車両(有料:利用可能台数 200台)
大型バス(有料:利用可能台数9台)

◇ 大会 2 日目昼食のご案内 ◇

2 日目の昼食弁当（1,050 円）のご予約をお受けいたしますが、飲食が可能な会場は国際交流棟の中にある国際会議室（定員 250 名）のみです。国際交流棟は、各分科会会場（センター棟・カルチャー棟）からは少し離れた会場となりますので、センター棟・カルチャー棟のレストラン（各レストラン有料 下記参照）もご利用ください。

《レストラン》

- ・カフェテリアふじ 500 席（センター棟 2 階） ※セットメニューからの選択方式 610 円
- ・レストランとき 190 席（カルチャー棟 2 階） ※ランチ 600 円～ ランチドリンクバー100 円 等

参加申込書の記入について

別紙「参加申込書」の指定欄に必要事項をご記入の上、FAX (03-5348-3799) にてお申込みください。(必ず原本を保管ください。)
 ※インターネットでのお申込みも可能です。(https://conv.toptour.co.jp/shop/evt/vftokyo/)

必ずご記入ください

■「所属区分」

- | | | |
|-------------|-----------------|----------------------|
| ① 学生 | ② ボランティア・市民活動団体 | ③ 社協・ボランティアセンター・推薦団体 |
| ④ 学校・教育関係 | ⑤ 福祉施設・団体 | ⑥ 行政関係 |
| ⑦ メディア・マスコミ | ⑧ 企業・労組・経済団体 | ⑨ 保健医療施設・団体 |
| ⑩ その他 | | |
- から選んで記入してください。

■「参加費」 5,000円(大学生以下は1,000円)
 なお、1日目または2日目のみ参加の場合も参加費は5,000円です。

■「1日目(11/5・土)交流会」 5,000円
 1日目午後5時半より交流会を開催いたします。参加される場合は、記入欄に○印をご記入ください。
 ただし、会場定員の関係で参加いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■「2日目(11/6・日)分科会」
 2日目に開催する「分科会」の中から、希望する分科会番号を必ず第2希望までご記入ください。なお、受付は先着順とさせていただきます。ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■「2日目(11/6・日)分科会 弁当」 1,050円(お茶付き)
 2日目の昼食弁当のご予約をお受けいたします。ご希望の方は記入欄に○印をご記入ください。ただ、ご昼食会場は国際会議室のみ(定員250名)のため、会場内が混み合う場合もございますので予めご了承くださいませよう願います。
 ※センター内には別途営業しているレストランが3軒ほどございますのでこちらをご利用いただくことも可能です。
 (お弁当は旅行契約には該当しません。)

■ 別紙「宿泊のご案内」を参照の上、ご希望のホテルの申込記号をご記入ください。

■「喫煙の有無」該当する方に○印をご記入ください。室数に限りがございますので、ご希望に沿えない場合があります。

■「ツイン」同室希望者のお名前をご記入ください。

■お申込み後、お客様の都合により変更・取消が発生した場合は、下記の取消料を徴収させていただきます。

■変更・取消が発生した場合は、お申込書の控えに直接変更・取消し内容をご記入いただき、必ず FAX にてご連絡願います。
 (トラブル防止のため、電話での変更・お取消しは出来ませんので、ご了承のほどお願いいたします。)

■ご入金後の変更・取消しにより返金が生じた場合は、大会終了後ご指定口座へお振込みいたします。

■宿泊に関する変更取消しは直接ホテルへ連絡されても対応できませんので、必ず FAX にてご連絡ください。

■変更・取消しの受付は弊社営業日、営業時間内にさせていただきますのでご了承ください。

営業時間： 月～金 9:30～18:30 休業日：土・日・祝日

取消料基準

項目/取消日	14日～8日前	7日～2日前	前日	当日	開始後・無連絡
参加費	ご入金後の参加費は返金いたしません				
交流会費	無料	無料	50%	100%	100%
宿泊費	10%	20%	40%	50%	100%
弁当代	無料	無料	50%	100%	100%

※宿泊の取消日は宿泊日の前日から起算いたします。また取消料は1泊ごとに適用させていただきます。

■個人情報の取扱いについて お申込みの際にご提出いただいた個人情報については、お客様との連絡のために利用させていただきます。また、大会主催事務局に提供いたします。上記以外の目的で本人の了承なく個人情報を第三者に開示することはありません。その他詳細は東武トップツアーズ(株)ホームページでご確認いただけます。

旅行条件書

* お申込みの前に必ずお読みください

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

宿泊は東武トップツアーズ株式会社東京国際事業部(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

- 1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立
 - (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
 - (2) 所定の申込書によりお申込みください。
 - (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
 - (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要となる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

- 2、旅行代金のお支払い
旅行代金は、当参加案内書 P.6、P.7 の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

- 3、旅行代金に含まれるもの
「当参加案内書」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

- 4、旅行内容・旅行代金の変更
 - (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
 - (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

- 5、旅行契約の解除
 - (1) お客様は、当参加案内書 P.6 に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前、及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
 - (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
 - (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の中止とします。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

- 6、旅程管理及び添乗員等の業務
 - (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

- 7、当社の責任及び免責事項
 - (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)
 - (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

- 8、旅程保証
 - (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。
 - ①旅行開始日又は旅行終了日
 - ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地
 - ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更
 - ④運送機関の種類又は会社名
 - ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更
 - ⑥宿泊機関の種類又は名称
 - ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件
 - ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項
 - (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等

運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 力. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のために必要な措置

③契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができました場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- 9、特別補償
当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物が被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

- 10、お客様の責任
 - (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
 - (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
 - (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なること認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

- 11、個人情報の取扱い
 - (1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報提供を委託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
 - (2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、又は個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

- 12、お客様の交替
お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

- 13、その他
 - (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 - (2) この旅行条件・旅行代金は平成28年7月1日現在を基準としております。

(H28.5版)

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

 東武トップツアーズ株式会社

東京国際事業部



〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-5-25

西新宿木村屋ビル 16階

電話番号 03-5348-3897 FAX 番号 03-5348-3799

営業日 月～金曜日 営業時間 09:30～18:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者: 小熊 浩司

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

